

令和7年1月24日

別海町議会議長 西原 浩 様

議員定数等調査特別委員会
委員長 松原政勝

議員定数等調査特別委員会調査中間報告書

本委員会に令和6年3月15日に付議された事件について、別海町議会会議規則第47条第2項の規定により、下記のとおり中間報告をします。

1 付議事件

- (1) 本町における適正な議員定数に関する事項
- (2) 本町における議員の報酬に関する事項
- (3) 常任委員会の委員会数や名称、所管事項等に関する事項
- (4) その他議会活性化に資する事項

2 委員会調査経過

当議会では、さらなる議会機能の充実・強化を図り、多様化する町民の負託にこたえるため、議会活性化を取り組む課題として、幅広い観点からの調査を行うことを目的に、議員定数等調査特別委員会を、令和6年第1回定例会において設置した。

これまで、11回の委員会を開催し、当議会の実態調査、先駆的に議会活性化に取り組んでいる町村議会の視察調査、議員間討議による委員外議員からの意見聴取などを行った。

全体スケジュールとしては、令和8年3月に開かれる第1回定例会にて最終報告を行う予定とし、今臨時会において、これまでの当特別委員会で協議した経過を報告することとした。

3 調査状況

(1) 本町における適正な議員定数に関する事項

当議会は委員会主義であることから、その観点に基づき、最も効率的に調査や議論ができる委員会構成等を検討した後、そこから全体の定数を導き出す流れが望ましいものとして、「(3)常任委員会の委員会数や名称、所管事項等に関する事項」の調査・研究を優先して行うこととし、その結果に基づいて進めることとした。

本事項については、引き続き調査していく。

(2) 本町における議員の報酬に関する事項

全国町村議会議長会では、議会・議員の活動量と長の活動量を比較し、活動内容を住民に明示することを通じて議員報酬を考える「活動内容を踏まえた原価方式」を議員報酬の算定方法として全国展開しており、議員報酬の検討に当たっては、類似団体や近隣町村との比較のみにとらわれることなく、活動内容を踏まえた原価方式により算定され

た議員報酬額等、議会が導き出した結論について十分尊重することと示されていることから、当議会においても同手法による報酬額の算定を視野に、議員個々の活動実績について、令和6年7月から12か月間の調査を開始している。

本事項については、引き続き調査していく。

(3) 常任委員会の委員会数や名称、所管事項等に関わる事項

常任委員会の構成については、これまでの調査により「十分な調査を行うために必要な人数として、7名程度が望ましい」との考え方をまとめ、1案となる「広報・広聴常任委員会を含めた4常任委員会を維持したまま、全議員が二つの常任委員会に重複所属することで1委員会7名程度を確保する案」と、2案となる「広報・広聴常任委員会を除く3常任委員会を2常任委員会に統合して、いずれかに所属することで1委員会7名程度を確保し、広報・広聴常任委員会に所属する議員のみ重複所属する案」を比較検討してきたところであるが、1案、2案のいずれを選択するかについては、広報・広聴常任委員会の構成が大きく影響することから、並行して、広報・広聴常任委員会の在り方についても議論し、調査を進めてきた。

令和6年10月16日から17日にかけて行った先進地視察では、広報・広聴活動の在り方に重点を置いて調査を実施したところであり、本視察の内容を踏まえて、改めて広報・広聴常任委員会の構成を協議したところ、「町民の声を聞き、行政に投げかけ、結果を町民に還元するといった広報・広聴活動は、議員としての責務そのものであること、また、町民の声を聞くためには、まず、議会に関心を持ってもらわなければならないことから、特に議会への関心を高めるための広報・広聴活動は今後積極的に行っていく必要があるため、広報・広聴常任委員会には議長を除く全議員が所属してその業務に当たることとし、また、業務遂行の効率化等を図る観点から、広報小委員会及び広聴小委員会を設けて役割を分担して活動することが望ましい」との考えが当特別委員会内で多数を占めた。

このことを踏まえ、1案を基に再考した場合、三つの常任委員会を兼務する議員が出てくることから、特定の議員数名に大きく負荷がかかるといった不均衡が生じること、また、これまで調査してきた内容を鑑みると、2案と比較し、重複議員が多く日程調整等が困難で活動機会の確保が難しいと判断されること等から、当議会における常任委員会の構成については、2案を基とし、「広報・広聴常任委員会を除く3常任委員会を2常任委員会に統合して、全議員がいずれかに所属することで1委員会7名程度を確保することとし、また、広報・広聴常任委員会には議長を除く全議員が所属し、かつ、広報小委員会及び広聴小委員会を設置することが望ましい」との考えでまとまった。

また、関連があることから、「(4)その他議会活性化に資する事項のうち、議会運営委員会の編成論議について」も同時に調査・研究を進めてきたところであり、対議会内において重要な役割を持つ議会運営委員会として、広く意見を求め、多角的な視点から議会運営に係る事項を決定していくため、議会運営委員には、現在の「委員長、副議長及び3常任委員長」以外の議員も加える必要があるとの結論に至った。

当特別委員会としては、これらの調査結果を踏まえ、対行政の役割を持つ現3常任委員会、対町民の役割を持つ広報・広聴常任委員会、対議会内の役割を持つ議会運営委員会としてそれぞれを位置づけ、全ての委員会は並列であり、どれも欠かすことのできない

い役割を担っているということを念頭に、「常任委員会の委員会数や名称、所管事項等に
関わる事項」及び「その他議会活性化に資する事項のうち、議会運営委員会の編成論議
について」に関する調査結果として、最も効率的に調査や議論ができる委員会構成を別
紙のとおりまとめ、採決を行った結果、全会一致で同内容のとおり決定した。

なお、最も効率的に調査や議論を行うための新たな委員会構成が、令和7年3月開催
の第1回定例会における常任委員会委員等の改選前に決定したことから、次の改選時か
ら新たな委員会構成を適用することが望ましいものとして、全会一致した。

このことから、本事項については、令和7年第1回定例会において関係条例等の改正
案が上程及び議決された時点をもって調査を終了することとした。

(4) その他議会活性化に資する事項

その他議会活性化に資する事項については、「政務活動費について」「議員のなり手不
足に関する調査について」「議会運営委員会の編成論議について」の3点を重点事項とし
て調査することとした。

1点目、「政務活動費について」は「(2)本町における議員の報酬に関する事項」と併
せて引き続き調査していく。

2点目、「議員のなり手不足に関する調査について」は広報・広聴活動の在り方と併せ
て調査を行ってきたところであるが、今後は報酬との関連も踏まえて引き続き調査していく。

3点目、「議会運営委員会の編成論議について」は、「(3)常任委員会の委員会数や名
称、所管事項等に関する事項」と併せて調査を行ってきており、同事項と同様に、令和7
年第1回定例会において関係条例等の改正案が上程及び議決された時点をもって調査を終
了することとした。

1 常任委員会

(1) 総務産業常任委員会

定数 8名 (福祉文教常任委員会と重複しない)

所管 ア 総務部の所管に属する事項 (国民健康保険税に関する事務を除く)

イ 産業振興部の所管に属する事項

ウ 建設水道部の所管に属する事項

エ 農業委員会の所管に属する事項

オ 出納室の所管に属する事項

カ 選挙管理委員会、監査委員及び固定資産評価審査委員会の所管に属する事項

キ 他の常任委員会の所管に属しない事項

(2) 福祉文教常任委員会

定数 8名 (総務産業常任委員会と重複しない。また、議長を含む)

所管 ア 福祉部の所管に属する事項

イ 保健生活部の所管に属する事項

ウ 教育委員会の所管に属する事項

エ 町立別海病院の所管に属する事項

オ 国民健康保険税に関する事務

(3) 広報・広聴常任委員会

定数 15名 (議長を除く)

所管 ア 広報誌の編集及び発行に関する事項

イ 広報・広聴の実施に関する事項

ウ 広報・広聴の調査及び研究に関する事項

2 議会運営委員会

定数 8名 (専任委員長・副議長・各常任委員長・各常任委員会から1名ずつ)

所管 ア 議会の運営に関する事項

イ 議会及び委員会に関する条例、規則等に関する事項

ウ 議長の諮問に関する事項